

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要（抜粋）

令和6年4月1日
こども家庭庁支援局障害児支援課

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

2. (2) 関係機関との連携の強化

令和6年度報酬改定

① 関係機関連携加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

- 関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位/回（月1回を限度）…①
- 関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位/回（1回を限度）…②
- ※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
- ② 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合



【改定後】

- 関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位/回（月1回を限度）…①
- 関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位/回（月1回を限度）…②
- 関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位/回（月1回を限度）…③
- 関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位/回（1回を限度）…④
- ※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
- ②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合
- ③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合
- ④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

ポイント

- 本加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定するもの
- 【主な要件】
- ・ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
- ・ 関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- ・ 保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
- ・ 保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
- ・ 児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
- ・ 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】
- 各加算の要件の会議については、要旨等について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする
- 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の同一月の算定は不可。加算（Ⅲ）については、個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない
- 多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月1回までとする

【参照法令等】

報酬告示：第1の12の2（児発）、第3の10の2（放デイ）

2. (3) 将来の自立等に向けた支援の充実

① 通所自立支援加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

- こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

通所自立支援加算 60単位/回（算定開始から3月を限度）

※ 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの
【主な要件】
 - ・ 児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等（※）を習得するための助言・援助等の支援を行うこと（※）移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等
 - ・ あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること
 - ・ 児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと
児童一人につき職員一人が個別的に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員一人が児童二人に支援を行うことも可能とする
 - ・ 通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと
 - ・ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること
- 重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない
- 算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につながるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の4（放デイ）
基準告示（270）8の4の6

2. (3) 将来の自立等に向けた支援の充実

②自立サポート加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

- こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

自立サポート加算【新設】 100単位/回（月2回を限度）

※ 高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

ポイント

- 本加算は、こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、進路を選択する時期である就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定するもの

【対象となる児】進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とする）

【主な要件】

- ・ 児童の個別支援計画及び学校での取組内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること
 - ・ 自立サポート計画に基づき、児童の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること
- なお、これらの支援に当たっては、基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で進めること

〔想定される取組〕

自己理解の促進に向けた相談援助：適正や障害特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施 等

進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供：働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、

就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組 等

必要な知識・技能を習得するための支援：生活や職場での基本的マナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援

- ・ 計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
- ・ 計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること
- ・ 児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること（なお、連携における会議等の実施について、関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする）
- ・ 対象児ごとの支援に関する記録を行うこと

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の3（放デイ）

基準告示（270）：8の4の5

3. (4) 不登校児童への支援の充実

令和6年度報酬改定

①個別サポート加算(Ⅲ)【新設】〔放課後等デイサービス〕

- 継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

単位数(新旧)

【現行】
なし



【改定後】

個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの

【対象となる児童】

- ・不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く)」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする

【主な算定要件】

- ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
- ・学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること(当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可)
- ・家族への相談援助(居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可)を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと(当該相談援助について家族支援加算の算定は不可)
- ・学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと(その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること)
- ・市町村(教育担当部局又は障害児支援担当部局)から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

【参照法令等】

報酬告示：別表第3の7(放デイ)

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算 **200単位/日**
（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）
※強度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、**支援計画を作成し当該計画に基づき**支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】
 - ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
 - ・実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成
 - ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
 - ・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の2（児発）

基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

②放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】（放課後等デイサービス）

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日

- ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算(Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日…①

強度行動障害児支援加算(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日…②

(加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日)

- ※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合
- ②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント

- 要・市町村による児の判定
- 要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
 - ・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあつては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあつては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②
 - ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】報酬告示：別表第3の6の2（放デイ） 基準告示（270）：8の2（対象）、8の3（支援）

3. (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実 / 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

④ 強度行動障害児支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

強度行動障害児支援加算【新設】 200単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

ポイント

要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出（支援の基準適合）

- 本加算は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所）が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
 - 【対象となる児】
 - ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
 - 【主な要件】
 - ・実践研修修了者の配置（児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シート等の作成
 - ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が1月に1回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認（訪問して行うことが望ましいが、オンラインや記録等によることも可）すること
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこと

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の7（保育所等訪問支援）

施設基準告示（269）

基準告示（270）10の2の3（居宅・対象児）、10の2の4（居宅・支援）、10の8（保育所等・対象児）、10の9（保育所等・支援）

6. (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

① 強度行動障害児特別支援加算【見直し】〔福祉型障害児入所、医療型障害児入所〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児特別支援加算 781単位/日
(加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日)
※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合（3年間を限度）
<体制> 医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）
<設備> 居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける

【改定後】

強度行動障害児特別支援加算(I) (児基準20点以上) 390単位/日
強度行動障害児特別支援加算(II) (児基準30点以上) 781単位/日
(加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日)
※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合
<体制> 医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。加算(II)は、同（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置。
<設備> 居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける

ポイント 要・都道府県への基準適合の届出 / 要・都道府県の対象児の判定

- 加算 I は、指定障害児入所施設等が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
・居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設けること（専用の別室ではなく施設の一角を活用することも可）
・医師及び心理担当職員を配置するとともに、対象児4人につき児童指導員1以上を加配
・実践研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シートの作成
・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づき支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が週に3日以上頻度で当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
- 加算 II は、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成し、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
【主な要件】
・加算 I の要件に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）
・中核的人材研修修了者が週に1回以上の頻度で状況の確認及び助言を行うこと
- 加算の算定を開始した日（改定前の加算を既に算定している場合にはその開始日）から起算して90日以内の期間はさらに700単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示（123）：第1の1の注7（福祉型）、第2の1の注5の2（医療型）

施設基準（269）：14（福祉型）、18の3（医療型）

基準（270）：13・13の2（福祉型：支援）、14（福祉型：対象児）、17の3・17の4（医療型：支援）、17の5（医療型：対象児）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

③集中的支援加算【新設】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにやり、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

集中的支援加算【新設】 1000単位/日

※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算

ポイント

要・市町村による児の判定 ※市町村と都道府県が連携して運用

- 本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児通所支援事業所に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき市町村が判定）

【主な要件】

- ・ 広域的支援人材（※）を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと（※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）
 - ・ 「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び事業所のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と事業所が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（事業所全体の支援の進め方の計画）を作成し、②事業所において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
 - ・ 広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象となる児への支援が行われる日及び随時に、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、事業所への助言援助を受けること（なお、本加算の算定は、対象児に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
 - ・ 集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
 - ・ 対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
 - ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
 - ・ 広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の報酬を支払うこと
 - ・ 対象児が複数の事業所を併用している場合にあつては、これらの事業所とも連携し集中的支援実施計画の作成や支援を行うこと。なお、複数事業所がそれぞれ広域的支援人材の助言援助を受けて支援を行う場合には、それぞれが本加算を取得することを可能とする
 - ・ 支援にあたっては対象児の障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること（セルフプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげる）
- 本加算については、市町村が事業所から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、都道府県が広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする（「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照）
- 強度行動障害児支援加算との併算定は可能

【参照法令等】 報酬告示：別表第1の8の3（児発）、別表第3の6の3（放デイ） 基準告示（270）1の9（児発・対象）、8の3の2（放デイ・対象）